第3章 健やかでやさしい福祉の街

第1節 保健・医療の充実

第1 予防・健康

現況と課題

生活習慣病(高脂血症、糖尿病、高血圧など)や、痴呆や寝たきりなどの要介護高齢者が増えるなかで、国は「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」を開始し、具体的な数値目標のもとに健康づくりを促進しています。

本市では、健康センターを中心に、健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導など疾病予防に向けた保健事業を推進するほか、高齢者の健康増進として、温泉保養施設の利用助成などのシルバーヘルスケア事業を進めています。

健康寿命の延伸や生活の質の向上などを図るため、生活習慣病の予防と寝たきり予防など、保健事業の充実とともに、健康づくりを社会全体で支援する体制づくりが必要です。

基本方針

子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが健康的な生活習慣を身につけ、 生活の質の向上に努めながら、健康寿命を伸ばせるよう、自主的な健康 づくりを支援する体制づくりと健康づくりの普及啓発、保健サービスの 充実などを推進します。

まちづくりの指標

指標名	現状	目標(平成19年度)
1人当たりの年間受	10.5件	10%削減
診件数	10.51+	1090月170%
青梅市国民健康保険		
における療養諸費総	6,698,021千円	10%削減
額		

この指標は、市民の健康づくりと疾病予防を促進することで、医療機関への受診件数を10%程度削減しようとする指標です。現状の値は、平成13年度青梅市国民健康保険の療養諸費の診療内訳別状況から算出しました。また、同様に療養諸費総額についても10%削減を目標とします。なお、診療報酬体系が改正された場合には、その影響を考慮します。



基本施策

(1) 健康づくり推進体制の充実

生活習慣病の予防に向けて、「青梅市健康増進計画(仮称)」を策定し、保健・医療・福祉・介護部門と生涯スポーツ、生涯学習、学校教育部門などが連携した、健康づくりを市全体で支援する体制づくりを進めます。

保健推進委員の活動内容の充実を図り、市民の生活習慣の改善や効果的な健康づくりを推進します。

(2) 市民の健康づくりの促進

「広報おうめ」やパンフレット、ホームページなどによる情報提供、健康教室、健康相談などを通じて、市民一人ひとりの自己管理による心と体の健康づくりの意識高揚を図り、食生活や運動、休養、ストレス、口腔の健康、喫煙、飲酒などの生活習慣の改善を促進します。

保健と体育の連携により、ウォーキングやジョギング、スイミング、健康体操など、健康を増進する有酸素運動などへの参加と活動を支援します。

市民自らがまちを歩きながら、健康を増進し、疾病を改善し、心を 豊かにする「健康の道」づくりを推進します。

「青梅市母子保健計画」にもとづき、母性の保護と乳幼児の健やかな生育環境の充実を図ります。

(3) 保健サービスの充実

基本健康診査や各種がん検診を実施するとともに、健康診査の事後 指導の充実により、生活習慣の改善と疾病の早期発見・早期治療を促 進します。

「青梅市母子保健計画」にもとづき、乳幼児健康診査・健康相談、 両親学級など、妊娠・出産、乳幼児期に至るまでの一貫した健康づく りを促進するとともに、母子サークルへの支援などを図ります。

痴呆や寝たきりなどの介護予防対策に取り組むとともに、介護に携わる家族などの健康管理を支援します。

8020(80歳に20本の自分の歯を残す)を目標に、成人歯科検診を実

施し、歯周病の予防を促進します。

エイズ、肝炎、結核、O-157などの感染症に関する啓発活動や 予防対策に努めます。

事業名	事業概要			
成人歯科検診の実施	満 40 歳、50 歳、60 歳の市民を対象に、歯科検診を実施する			
	ි			

第2 医療体制、市立総合病院経営

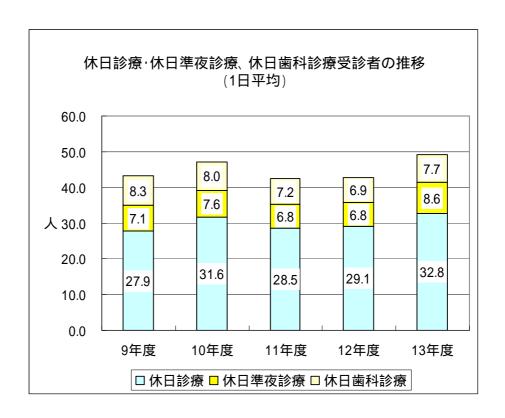
現況と課題

市内には、西多摩保健医療圏の中核病院として、救命救急センターを併設する市立総合病院をはじめ、15の病院、90の一般診療所があり、一般的な傷病の治療や救急医療に備えています。

また、休日・夜間においては、健康センターや大門診療所などで対応しています。

高齢化が進むなか、在宅介護体制や医療技術の進歩による在宅での医療サービスの充実が課題です。

かかりつけ医による在宅医療体制の整備とともに、救急医療体制の充実や高度専門医療を担う市立総合病院との連携強化が求められます。



基本方針

増大・多様化する医療ニーズに対応できるよう、かかりつけ医を中心とした在宅医療の充実を図ります。

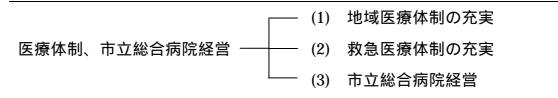
また、救急医療体制や市立総合病院の高度専門医療の充実を図ります。

まちづくりの指標

指標名	現状	目標(平成19年度)
救急医療体制につい	21.4%	
て満足している市民	(第26回市政総合世論調	倍増
の割合	査結果)	

この指標は、市内の救急医療体制について満足している方の割合です。救急医療体制の充実を図ることで、満足する市民の割合を倍増しようとするものです。現状の値は、第26回市政総合世論調査結果です。

施策体系



基本施策

(1) 地域医療体制の充実

市立総合病院や民間の病院・診療所などの医療関係機関の役割分担の明確化と連携の強化を図ります。

医師会や歯科医師会とも連携し、地域における市民のかかりつけ医の体制づくりを促進します。

(2) 救急医療体制の充実

東京都の救急医療体制にもとづく、初期救急(入院を必要としない急病患者に対する医療)、二次救急(入院を要する中・重傷患者に対する医療)、三次救急(生命危機が切迫している重傷・重篤患者に対する医療)の整備・連携を図るとともに、市民への情報周知に努めます。

医師会・歯科医師会などと連携を図りながら、夜間・休日診療体制の充実を図ります。

消防署と連携し、救急医療の初期段階における、重要な応急手当の 普及啓発活動を促進します。

(3) 市立総合病院経営

市内における基幹病院として、また、西多摩地域の中核病院として、 感染症等の特殊医療、放射線治療、心臓血管外科等の高度医療、救命 救急センターで対応する救急医療等、公立病院の使命である高度、特 殊、先駆的、不採算医療を中心に、地域に信頼される医療の向上に努 めます。

親切な対応と分かりやすい説明、清潔で静かな療養環境の提供に努

めるとともに、計画的に医療器械の整備を図ります。

また、自治体病院としての経営のあり方を検討するとともに、健全な運営に努めます。

既存施設については、改修による維持保全を図るとともに、将来的な改築等の必要性に対応するため、建設にかかる財源の確保について検討します。

さらに、臨床研修指定病院、各学会の認定研修施設、看護師、薬剤 師、臨床検査技師等の学生実習施設としての機能も継続します。

事業名	事業概要	
東西棟維持保全事業	老朽化する既存施設を、計画的に維持保全するため、必要 な改修工事を実施する。	
医療器械の整備	施設の有効活用と医療水準の向上を図るため、医療器械を 計画的に整備する。	

第2節 福祉の充実

第1 地域福祉

現況と課題

少子・高齢化や核家族の進展などにより、各種福祉施策を必要とする市民が増加しています。

一方、社会福祉制度は、介護保険が実施されるなど、措置制度から契約(利用)制度へ移行し、今後は、自助・互助・共助のバランスがとれた、互いに支えあい、安心して生活することができる地域福祉社会づくりが求められています。

これまで本市では、社会福祉協議会や民生児童委員をはじめ、各種団体などが連携し、地域での見守り活動、ボランティア活動などの地域福祉活動を促進するほか、「青梅市福祉のまちづくり整備要綱」を定め、公共・公益施設のバリアフリー化などに努めています。

保健・医療、教育など、各分野の連携を強化しながら、市民の自主的なボランティア活動を促進し、誰もが地域で安心して暮らせるまちづくりを推進する必要があります。

また、子ども、障害者、高齢者など、だれもが生活しやすいまちづくり、 利用しやすい施設づくりをユニバーサルデザイン(注)などの視点に立っ て進める必要があります。

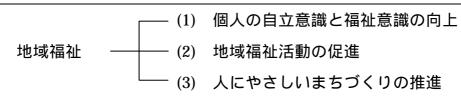
注)ユニバーサルデザイン:誰もが使いやすいように設計されたデザイン

基本方針

市民が地域で自主・自立しながら安心して暮らせるまちを目指し、サービス利用の相談体制の整備、市民による助け合い活動や多様なボランティア活動、人にやさしいまちづくりなどを総合的に促進します。

また、高齢者福祉施設等の配置については、「青梅市における福祉施設の配置のあり方に関する基本方針」にもとづき対応します。

施策体系



(1) 個人の自立意識と福祉意識の向上

市民が、住み慣れた地域環境のなかで、誇りを持って自立した生活を送れるよう、地域全体で支え合う福祉施策の展開を図ります。

介護保険サービスを自らの責任で選択し利用する市民の利用者意識を確立するため、情報提供の充実、成年後見制度や社会福祉協議会による地域福祉権利擁護事業の周知・普及などを図ります。

「広報おうめ」や「社協だより」、ボランティア情報誌、ホームページなど、あらゆる機会を活用し、心に響く福祉広報の充実に努めます。

学校や地域での福祉教育の推進、子どものころから高齢者や障害者とふれあう機会や場づくり、子育てや高齢者・障害者などのボランティア体験機会の拡充などに努め、ノーマライゼーション理念の普及と、共に助け合う福祉意識の高揚を図ります。

(2) 地域福祉活動の促進

地域で支え合う総合的な福祉のまちづくりの指針として、「青梅市地域福祉計画」を策定します。

地域福祉活動の中心組織として、社会福祉協議会の組織強化を図ります。

地域福祉の向上のため、民生委員・児童委員の適正配置を図ります。 総合的なボランティアセンターの整備を促進し、情報提供体制の強 化、福祉ボランティアへの登録と参加促進、指導者・グループリーダ ーの養成と資質の向上を図り、永続的・自主的なボランティア活動や 福祉NPOの設立などを促進します。

地域福祉活動の拠点施設として、福祉センターや地域保健福祉センターなどの活用を検討します。

(3) 人にやさしいまちづくりの推進

「東京都福祉のまちづくり条例」、「青梅市福祉のまちづくり整備要綱」により、公共交通施設や公共公益建物、道路・公園、住宅などのバリアフリー化、歩道の設置と段差の解消など、人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

交通バリアフリー法の基本方針にもとづく基本構想を策定し、駅 や周辺の道路等のバリアフリー化を進めます。

福祉マップを関係団体とともに改訂し、ハンディキャップを持つ方の外出や交流の促進を図ります。

公共交通機関の利便性の向上、移送ボランティアの促進など、高齢

者や障害者の移動手段の確保に努めます。

だれもが情報通信の利便を享受できるよう、高齢者や障害者を対象 にしたパソコン教室などを実施し、情報バリアフリー化を推進します。

事業名	事業概要
民生委員・児童委員の適	地域福祉の向上のため、一斉改選時に合わせ増員する。
正配置	
福祉マップの改訂版の作	ハンディキャップを持つ方の外出や交流の促進を図るた
成	め、関係団体の協力を得て、改訂版を作成する。
交通バリアフリー基本構	公共交通機関を利用した移動の利便性および安全性の向上
想の策定	を促進するための基本構想を策定する。

第2 児童福祉、子育て支援

現況と課題

核家族、共働き家庭の増加や就労の多様化などに伴い、保育ニーズの多様化と、子育てに不安を抱える人の増加が見られます。

本市には、民間の保育所が32園(定員2,921人)あり、延長保育や0歳 児保育、休日保育、一時保育、障害児保育、病後児保育などの保育が行 われるほか、乳幼児ショートステイや0~2歳児を対象とする家庭福祉 員、認証保育所、各小学校区を単位とする学童保育所などの取組を進め ていますが、市街化が進む東部を中心に、保育所や一部地域での学童保 育所への待機児童が増えています。

また、平成14(2002)年に子育て支援センターを開設し、子育てと子どもの健やかな成長を支援する場の提供を行うほか、「青梅市児童育成計画」を策定し、総合的な児童福祉、子育て支援を図っています。

多様な保育ニーズに対応した保育所サービスの充実と待機児童の解消を図るとともに、子育て家庭に対する支援や身近な遊び場の整備など、子どもがのびのびと育ち、安心して子どもを産み育てられるまちづくりを推進する必要があります。

基本方針

子どもの人権が尊重され、子どもたちが心身ともに健やかに楽しく成長するとともに、子どもを産み育てることに喜びを感じることのできる社会の実現を目指し、子育てを地域や社会全体で支えるまちづくりを進めます。

まちづくりの指標

指標名	現状	目標(平成19年度)
保育所の待機児童の	164人	解消
解消	(4月現在)	用年7日
学童保育所の待機児	116人	免 忍\$出
童の解消	(4月現在)	解消

この指標は、保育サービスの充実を図ることで、保育所や学童保育所での新年度 時点における待機児童数を縮減・解消しようとする指標です。現状の値は、平成14 年4月現在の待機児童数です。 児童福祉、子育て支援 (1) 計画の推進・策定 (2) 子どもの成長支援・家庭支援 (3) 子育て支援の充実 (4) 保育サービスの充実

基本施策

(1) 計画の推進・策定

「青梅市児童育成計画」にもとづき、子どもの豊かな感性や生きる力を育てるため、地域や社会全体で子育てができる環境づくりと総合的な子育て支援施策を推進するとともに、次期の計画を策定します。

(2) 子どもの成長支援・家庭支援

学校の校庭、市民センターや地域の自治会館、公園や広場などを活用した、子どもが身近で遊べる場や居場所の確保を図ります。

児童遊園の整備、遊具の安全点検とその整備や身近な自然とふれあえる魅力ある遊び環境づくりを進めます。

「おうめ子ども情報局」での情報発信、異年齢集団による体験学習や伝承活動など、子どもの感性を育む活動を支援します。

子どもの地域・社会に関する学習機会やボランティア活動への自主的参加を促進します。

家庭教育講座による子どもへの適切な対応など保護者への学習機会の整備を図ります。

児童虐待などの問題に対し、関係機関と民生児童委員などが連携し、 対象家庭への支援と児童の保護を図ります。

(3) 子育て支援の充実

「広報おうめ」や、子育てに関する各種講座・教室の充実などにより、子育てや保育情報の積極的な提供を図ります。

子育て相談や保護者同士の交流の場として、子育て支援センターの 周知と利用を促進します。

子育てサークルや子育て支援グループへの支援や充実を図るとと もに、地域子育てネットワークづくりを促進します。

育児ボランティアなど、子育て支援の人材の発掘・育成に努めます。 子育てに必要な経済的負担を軽減するために、児童手当などの支援 制度の周知に努めます。

(4) 保育サービスの充実

多様化する保育ニーズに対応できるよう、特別保育の拡充など、保育サービスや施設・設備の充実などを促進します。

インターネットを活用し、各保育所の情報提供を充実します。

都の認証保育所制度、家庭福祉員制度の活用などにより、待機児童の解消に向けた取組を推進します。

自然体験、高齢者や異年齢児とのふれあい活動や遊び、就学前教育の推進など、保育内容の充実を促進します。

乳幼児ショートステイ事業を継続します。

待機児童の多い学童保育所の拡充を図るため、学校の余裕教室の活用、分室の整備とともに定員の弾力化を検討します。

幼稚園と保育所の連携を推進します。

事業名	事業概要	
認可保育所の整備	保育所の増改築に合わせ、定員増と内容充実を図る。	
学童保育所の整備	学校の余裕教室等を活用し、定員増を図る。	

第3 母子・父子福祉

現況と課題

近年、離婚の増加などにより、母子・父子家庭が増加しており、それらの家庭では、子育てと仕事の両立や子育て自体への負担が大きく、精神的・経済的に不安定な状況も見られます。

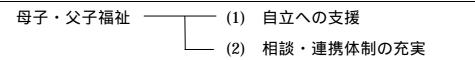
本市では、ひとり親家庭に対して、母子相談員を中心に様々な相談に応じるほか、経済的支援や福祉サービスを提供するなど、母子・父子家庭への支援に努めています。

引き続き、母子福祉資金や児童扶養手当、医療費の助成など公的保障制度の活用促進などに取り組みながら、保育所や学童保育所など母親や父親が安心して働ける環境づくりなどを進める必要があります。

基本方針

母子・父子家庭の生活の安定と自立を促進するために、経済面・精神面の支援体制の充実を図ります。

施策体系



基本施策

(1) 自立への支援

母子福祉資金や児童扶養手当、医療費の助成など公的保障制度の周知・活用を促進し、母子・父子家庭の経済的安定を支援します。

母親や父親が安心して働けるよう、保育所や学童保育所の充実を図ります。

疾病や仕事などの理由で、日常生活に支障が生じている母子・父子 家庭に対し、ひとり親家庭ホームヘルプサービスやひとり親世帯休養 事業を継続します。

(2) 相談・連携体制の充実

相談窓口の充実、母子相談員や民生児童委員などによる相談活動を促進し、母子・父子家庭の不安の解消に努めます。

母子・父子家庭が地域で孤立しないよう、多様な活動に参加しやすい地域づくりを進めるとともに、母子・父子家庭相互の交流と協力体制づくりを促進します。

第4 障害者(児)福祉

現況と課題

平成14(2002)年現在、市内の身体障害者手帳所持者は3,667人、愛の手帳所持者は518人です。

本市では、「青梅市自立センター」や「青梅市しろまえ児童学園」を設置し、心身に障害がある人の就労、生活指導と、心身障害児の保育、訓練、指導を図っています。

また、「青梅市障害者計画」を策定し、障害者が生き生きと暮らせる生活環境の整備を図るとともに、ホームヘルプサービスをはじめ、様々な福祉サービスの提供、授産・更生施設の利用者への援助など自立への支援、就労の場の確保、経済的支援などに努めています。

さらに、市内では、障害者の生活の質の向上に向けて、障害者団体やボランティア団体などを中心に、スポーツ大会やレクリエーション活動などが活発に行われています。

支援費制度への移行、都から市への精神障害者に対する事務の移譲など、 障害者を取り巻く環境は大きく変化しており、制度移行に伴うサービス の充実や相談体制の強化、権利擁護体制の整備などが求められます。

基本方針

ノーマライゼーションと自己決定の理念のもとに、市民の理解と地域での支え合いの促進、障害者の自立と社会活動への参画の支援などを図るとともに、保健・生活支援サービスの充実や利用者保護の体制づくりを進め、住み慣れた地域で障害者が自立し、誇りを持って健やかに生活できるまちづくりを進めます。

まちづくりの指標

指標名	現状	目標(平成19年度)
公共施設等における 身障者用トイレの設	72箇所	増加
置数		

この指標は、バリアフリーの一例として、障害者が安心して外出できるまちづく りを進めるため、公共施設等における身障者用トイレの設置箇所数を示す指標です。 現状の数値は平成14年10月現在、福祉マップで把握している箇所数です。



基本施策

(1) 計画の推進・策定

「青梅市障害者計画」にもとづき、保健・医療、福祉・介護、教育などが連携し、障害者福祉関連サービスの最適実施を推進するとともに、次期の計画を策定します。

学校や地域での福祉教育や交流活動、福祉ボランティア活動の充実などにより、ノーマライゼーション理念の理解を深め、「心のバリアフリー」を促進します。

(2) 障害者の視点に立ったサービスの確立

支援費制度への移行に伴い、制度内容の周知・普及を図りながら、 対象となる福祉サービスの充実、サービスのあっせん・調整、情報提 供や相談体制の強化などを進めます。

精神障害者に対する事務移譲に対応するため、相談体制の整備やサービス提供体制の強化などを図ります。

障害者(児)が自立した日常生活を送れるよう、障害者仕様住宅についての相談・情報提供、住宅設備改善費の支給、補装具や日常生活 用具の給付などを図ります。

交通バリアフリー法の基本方針にもとづく基本構想を策定し、駅や 周辺の道路等のバリアフリー化を進めます。

段差の少ない歩道、スロープや障害者用トイレの整備などについて、 障害者が利用しやすい公共施設の整備と民間施設への普及を図り、人 にやさしいまちづくりを促進します。

地域で生き生きと暮らし続けるため、情報提供、相談活動、支援活動を推進します。

就学相談の充実など、障害児の実態に応じた保育・教育が受けられる体制づくりを進めます。

災害時や急病時に緊急対応が必要な障害者(児)を把握できるよう、 地域福祉活動の促進、民生児童委員などとの連携強化、緊急通報シス テムの普及などに努めます。

乳幼児健康診査、健康相談や妊婦への保健指導などを通じ、障害の 発生予防と早期発見に努めます。 第三者評価など、障害者福祉サービスの適正な運営を促進します。

(3) 自立生活の支援

障害者の適性と能力に応じて働けるよう、自立センターや福祉作業 所などの福祉的就労の場の維持・充実を図るとともに、既存施設を活 用した相談・情報の授受、就労支援の場の整備を検討します。

職業訓練機会の充実、就労相談体制の整備と一般雇用の場の確保に 努めます。

障害者(児)とその家族、ボランティアや地域住民の交流拠点の整備に努めます。

障害者の権利擁護、福祉サービスの適正な利用などを保障する地域 福利権利擁護事業の促進と成年後見制度の周知を図ります。

精神障害者への医療費助成、各種申請や相談など、精神保健事業の整備を図ります。

(4) 社会参加の促進

障害者(児)が希望する文化・スポーツ・レクリエーションなどの 多様な活動に参加できるよう、「福祉まつり」などのイベント情報の 提供の充実、ボランティアによる活動支援体制の確保などに努め、地域住民との交流の活性化を図ります。

福祉バスの運行やガイドヘルパーの派遣、公共交通機関の割引制度 の周知・普及など、障害者(児)が外出しやすいまちづくりを推進し ます。

福祉のまちづくりの推進と、地域住民等の意識の醸成を図るための普及活動の一環として、関係団体と協力して福祉マップを改訂します。

事業名	事業概要
障害者計画の策定	障害のある人のための施策に関する基本的な計画として、
	次期の計画を策定する。
交通バリアフリー基本構	誰もが公共交通機関を利用した移動の利便性および安全性
想の策定	の向上を促進するための基本構想を策定する。
福祉マップの改訂版の作	ハンディキャップを持つ方の外出や交流の促進を図るた
成	め、関係団体の協力を得て、改訂版を作成する。

第5 高齢者福祉

現況と課題

現在、本市の高齢化率は15.1%で、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯が増えています。市内には59の高齢者クラブがあり、健康づくりや交流活動、ボランティア活動などを展開するほか、老壮大学を開校し、高齢者の学習機会の提供を図っています。また、シルバー人材センターを通じて、高齢者の能力や経験を生かした就業の促進に努めるとともに、高齢者の自立した生活を支援するため、軽度生活援助事業や配食サービスなどの介護予防・生活支援事業を推進しています。このほか、介護保険サービスにおいては、市内に30か所の介護保険施設があり、都内においても重要な役割を担っています。

高齢者が地域で生き生きと、安心して暮らせるよう、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」にもとづき、高齢者の社会参加活動の促進、介護予防・生活支援事業や介護保険サービスの充実を図る必要があります。

基本方針

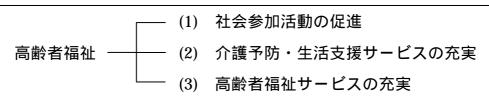
高齢者が地域社会の一員として、誇りと生きがいを持ち、安心して元気に暮らせるよう、健康づくりや就労、生涯学習、社会参加活動などの取組を促進しながら、福祉・介護保険サービスの充実を図ります。

まちづくりの指標

指標名	現状	目標(平成19年度)
健康に暮らしている	44 504	+Ө 九口
高齢者の割合	44.5%	増加

この指標は、健康に暮らしている高齢者の割合です。社会参加活動の促進や介護 予防・生活支援サービスなどの充実を図ることで、健康高齢者の割合の増加に努め ようとするものです。現状の値は、平成14年3月の高齢者等実態調査結果の値です。

施策体系



基本施策

(1) 社会参加活動の促進

高齢者クラブや高齢者グループへの支援を図りながら、ボランティ

ア活動や世代間交流、地域コミュニティ活動など、高齢者の地域活動を促進します。

高齢者が培ってきた貴重な技能や知識を生かし、社会のなかで活動し続ける元気な高齢者の支援を行うため、シルバー人材センターによる就業機会の確保や、退職した高齢者の人材活用などを進め、高齢者の働く場や機会の拡充に努めます。

老壮大学などの学習活動、軽スポーツやレクリエーション活動、文化活動など、高齢者の多様な生涯学習活動を促進するとともに、生活文化や地域文化の継承など、高齢者の豊富な経験が生かせる場や機会の拡充に努めます。

高齢者の地域での活動拠点として、老人センターや地域保健福祉センター、市民センターなどの活用を図ります。

(2) 介護予防・生活支援サービスの充実

基幹型在宅介護支援センターの設置を進め、地域型在宅介護支援センターとのネットワーク化を図るとともに、社会福祉協議会などとの相談・情報提供体制を強化します。

ひとり暮らし高齢者の安否確認や相談体制の充実に向けて、小地域 福祉活動の促進、シルバー人材センター会員の活用、福祉電話や緊急 通報システム、火災安全システムの普及などを図ります。

元気高齢者の支援を行い、高齢者の健康づくりを促進し、高齢者クラブなどと連携を図ります。家に閉じこもりがちな高齢者などに対しては、生きがい活動支援通所事業やいきいき健康教室などの充実を図り、介護予防に努めます。

軽度生活援助事業や住宅改造費の助成、配食サービスなどにより、 高齢者の在宅生活の維持・持続に努めます。

社会福祉協議会などと連携を図りながら、家族介護者への支援の充実に努めます。

(3) 高齢者福祉サービスの充実

介護を必要とする人が、住み慣れた家庭や地域のなかで安心して必要なサービスが受けられるよう、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」にもとづき、保健・医療・福祉・介護の連携を図りながら、介護保険サービスの円滑な実施を推進します。

市役所窓口でのサービス向上、相談体制の充実、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の周知・普及などを図り、苦情処理や利用手続きの援助など、利用者の保護と介護保険サービスの利用を促進します。

事業名	事業概要
(仮称)リビングサポー	元気な高齢者の技能や経験を生かし、社会のなかで活動し
ト事業の実施	続けることができるよう、就業機会の確保を図る。
	また、ひとり暮らし高齢者等の日常生活を支援する生活援
	助業務を委託事業として実施する。
基幹型在宅介護支援セン	在宅の要援護高齢者、要援護となるおそれのある高齢者や
ターの設置	その家族等に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ
	る基幹型在宅介護支援センターを設置する。
高齢者保健福祉計画の策	平成 18 年度から平成 22 年度までの計画を策定する。
定	

第6 生活保護

現況と課題

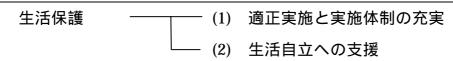
平成13(2001)年度の市内における生活保護の被保護世帯数は595世帯、 保護人員は854人で、年々増加しており、本市では、民生児童委員などの 協力を得ながら、援助や相談業務などを行っています。

被保護世帯は、不況などの影響を受けやすく、社会的に弱い立場にあることが多いため、実態と要望を的確に把握しながら、相談や適切な援護活動を進めていく必要があります。

基本方針

生活保護の適正実施と実施体制の充実に努め、生活保護を必要とする世帯の生活の安定と自立を図ります。

施策体系



基本施策

(1) 適正実施と実施体制の充実

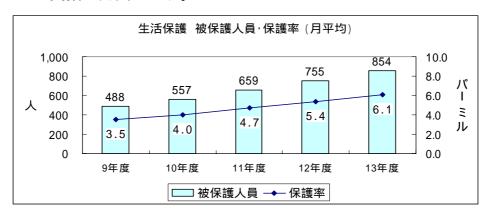
援護を必要とする世帯の実態とニーズを的確に把握し、生活保護制度の適切な運用を図ります。

実施体制を強化し、各種福祉施策などの活用や相談体制の充実を図ります。

(2) 生活自立への支援

青梅公共職業安定所(ハローワーク)などの関係機関と連携し、生活保護世帯などへの就業相談、指導、能力開発などを促進しながら、 雇用の場の情報提供に努めます。

民生児童委員や社会福祉協議会などとの連携を強化し、生活自立へ の支援を充実します。



第1 社会保障

現況と課題

社会保障制度は、国民の「安心」と生活の「安定」を支えるセーフティネットですが、少子・高齢化の進展に伴い、各制度の改革が課題です。

国民健康保険は、昭和35(1960)年に発足して以来、医療保険の柱として、 国民の健康と医療の確保に重要な役割を果たしてきました。

平成13(2001)年度の加入世帯数は22,862世帯、44,109人(加入率31.5%) 老人保健医療給付対象者数は10,327人(国保における老人加入率23.4%) ですが、他の医療保険等の加入者を除くすべての市民を対象とするため、 運営基盤がぜい弱で、保険運営の安定化が常に課題です。

老人保健医療は、対象年齢を70歳(障害認定65歳)以上から75歳以上に、 公費負担割合を3割から5割に5年間で段階的に引上げ等の改正が実施 されるなど後期高齢者への施策の重点化が図られています。

介護保険は、介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12(2000)年からスタートし、老人福祉と老人医療に分かれていた高齢者の介護体制を、多様なサービス事業者から利用者の選択による介護サービスを受けられる、新しい社会支援システムとして形成されました。

本市には、介護保険施設が30か所あるほか、NPOを含む民間事業者など、多くの居宅サービス事業者が事業を展開し、サービス提供体制は充実しています。

今後の課題として、介護保険制度の周知と理解のもとに、公正・公平な要介護認定の継続とサービス提供の充実、サービスの利用促進、苦情・相談体制など利用者保護の充実、介護予防の充実などによる保険財政の健全運営などが挙げられます。

国民年金は、昭和61(1986)年に新制度として再出発し、全国民共通の基礎年金の導入など、老後の生活の支えとして大きな役割を果たしていますが、少子高齢化が進み、今後、受給世代の増大と現役世代の負担が大きな問題となっており、長期的に安定した制度への改正が求められています。

基本方針

国民健康保険については、適正な保険税の賦課と収納率の向上に努めるとともに、受診の適正化の促進や健康づくりなどによる医療費の抑制により、健全で円滑な運営を目指します。

老人保健医療については、適正な運営に努めます。

介護保険については、老後の介護の不安の解消と家族の介護負担の軽減に向けて、介護を社会全体で支えるため、事業を推進します。

国民年金については、市民への啓発を推進するとともに、関係機関との 緊密な連携に努めます。

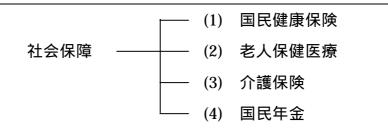
また、市内への年金相談サービスセンターの設置を要請します。

まちづくりの指標

指標名	現状	目標(平成19年度)
要介護認定結果に納		
得している在宅の要	76.4%	増加
介護認定者の割合		

この指標は、要介護認定の結果に納得している在宅の要介護認定者の割合です。 介護保険制度の周知と理解を図るとともに、訪問調査・要介護認定の公正・公平性 を確保することで、その結果に納得する方の割合の増加に努めようとするものです。 現状の値は、平成14年3月の高齢者等実態調査結果の値です。

施策体系



基本施策

(1) 国民健康保険

「広報おうめ」やパンフレット、ホームページなどを通じて、国民 健康保険制度への理解を求め、加入を促進します。

適正な国民健康保険税の賦課を図りながら、滞納者に対する納付相談・指導の推進と、口座振替の促進、徴収体制の強化などにより、収納率の向上を図ります。

医療費通知やレセプト点検の強化、広報活動による医療費についての意識啓発、被保険者の受診の適正化を促進します。

出産にかかる被保険者の負担を軽減するため、出産育児一時金の 見直しを検討します。

(2) 老人保健医療

適正な制度運用に努めるとともに、制度改正に伴う拠出金額の推移に留意します。

健康高齢者(一定期間、医療費等の支給を受けなかったもの)の健

やかな生活に敬意と医療費抑制に感謝するため、記念品等の充実を検討します。

(3) 介護保険

介護保険制度の周知と理解を得るため、広報活動を充実します。 相談機能を高めるとともに、要介護認定の公正・公平性を確保する ため、訪問調査等の適正実施と個人情報の保護に努めます。

介護保険事務の効率化、保険料収納率の一層の向上を図るとともに、 生活習慣病の予防、寝たきりや痴ほうなどの介護予防の取組、保健・ 医療との連携などにより、介護保険財政の健全運営に努めます。

介護サービスの利用や実績を踏まえ、3年ごとに介護保険事業計画 を見直し、サービスの向上と介護保険制度の充実を図ります。

基幹型在宅介護支援センターの設置を進めるなど、情報提供や相談体制の強化などを図り、介護サービスの利用を促進します。

介護支援専門員(ケアマネジャー) ホームヘルパーなどの福祉人材の確保と充実を促進します。

地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の周知・普及など、サービス利用者の保護に努めます。

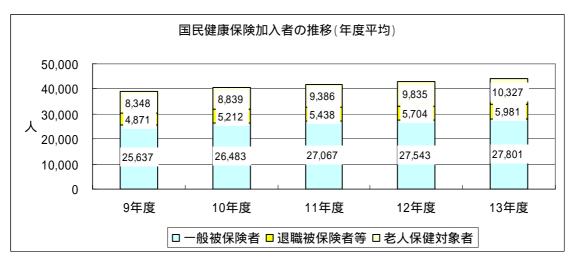
利用者が満足できる介護サービスが受けられるよう、第三者評価などにより、介護サービスの質的向上を促進します。

(4) 国民年金

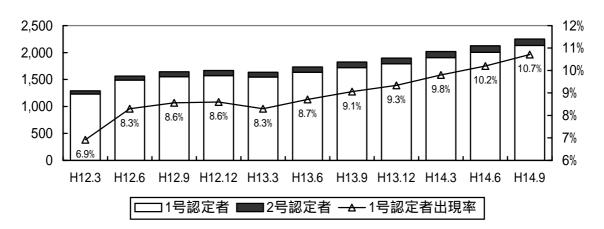
国民年金制度が「世代間扶養」の仕組みであることの理解と関心を 高め、すべての市民が年金を受けられるよう、関係機関と連携して、 国民年金制度の意義や役割についての情報提供等の充実を図ります。

社会保険事務所の一部機能を有し、相談業務を中心とする年金相談サービスセンターの市内への誘致を続けます。

事業名	事業概要		
シルバーヘルスケア事	健康高齢者に対する記念品等を充実する。		
業の充実			
介護保険事業計画の策	平成 18 年度から 22 年度までの計画を策定する。		
定			
基幹型在宅介護支援セ	在宅の要援護高齢者、要援護となるおそれのある高齢者やそ		
ンターの設置	の家族等に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じる基		
	幹型在宅介護支援センターを設置する。		



介護保険における要介護(要支援)認定者数と出現率(実績値) (単位:人、%)



【青梅市介護保険事業計画書から】

(単位:人、%)

介護保険における要介護(支援)認定者数(推計値)

2,459

145

12.0

号認定者

号認定者

1号認定者出現率

年

2

区分						平成 15 (2003)年度	平成 16 (2004)年度	平成 17 (2005)年度	平成 18 (2006)年度	平成 19 (2007)年度
65 歳以上第 1 号被保険者				波保障	全者	20,489	21,268	22,167	23,288	24,466
要介護認定者	総要介護認定者数				数	2,604	3,031	3,499	4,032	4,606
	要介護度	要	3	支	援	250	293	337	390	444
		要	介	護	1	706	821	948	1,092	1,248
		要	介	護	2	522	607	701	807	922
		要	介	護	3	373	434	501	577	660
		要	介	護	4	440	512	591	681	778
		要	介	護	5	313	364	421	485	554

青梅市以外から市内の特別養護老人ホームに入所する(またはしている)高齢者は、介護保険法における住所地特例制度により含まれない。

2,865

166

13.5

【青梅市介護保険事業計画書から】

3,824

208

16.4

4,377

229

17.9

3,312

187

14.9